

## 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新の手続き等のお知らせ

### ■現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)・「限度額適用認定証」(桃色)をお持ちの方

7月31日で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(オレンジ色)または「限度額適用認定証」(桃色)を7月中に郵送します。8月1日からご使用ください。

### ■新しく申請が必要な方

所得区分Ⅰ・Ⅱの方および現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「減額証」という)または「限度額適用認定証」(以下「限度証」という)をお持ちでない人は、外来および入院で受診される際に利用できますので、市町村の担当窓口申請してください。

【申請に必要なもの】 後期高齢者医療被保険者証、印かん

### ■入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

| 負担割合 | 所得区分                               | 自己負担限度額                                      |                                  | 入院時の食事代<br>(1食当たり)  | 「減額証」<br>「限度証」<br>発行の有無 |
|------|------------------------------------|--|----------------------------------|---|-------------------------|
|      |                                    | 外来<br>(個人単位)                                 | 外来+入院<br>(世帯単位)                  |   |                         |
| 3割   | 現役並み所得者Ⅲ<br>(住民税課税所得<br>690万円以上の人) | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%<br><多数回140,100円> |                                  | 460円<br>指定難病患者の方などは<br>260円の場合もあります                             | 発行なし<br>申請不要            |
|      | 現役並み所得者Ⅱ<br>(住民税課税所得<br>380万円以上の人) | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%<br><多数回93,000円>  |                                  |   | 発行あり<br>申請が必要           |
|      | 現役並み所得者Ⅰ<br>(住民税課税所得<br>145万円以上の人) | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%<br><多数回44,400円>   |                                  |   | 発行あり<br>申請が必要           |
| 1割   | 一般                                 | 18,000円<br>(年間上限14.4万円)                      | 57,600円<br>4回目以降 44,400円<br>(※1) | 100円  | 発行なし<br>申請不要            |
|      | 区分Ⅱ(※2)                            | 8,000円                                       | 24,600円                          | 過去12か月で<br>90日までの入院<br>210円<br>過去12か月で<br>91日目からの入院<br>160円(※4) | 発行あり<br>申請が必要           |
|      | 区分Ⅰ(※3)                            | 8,000円                                       | 15,000円                          | 100円  | 発行あり<br>申請が必要           |

◎入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機関にお尋ねください。

(※1) 過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は<>内の金額となります。

(※2) 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)。

(※3) 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の人。(年金の所得控除額を80万円として計算)。

(※4) 過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

## 身体障害者手帳をお持ちの人へ

町身体障害者福祉協議会では、会員を募集しています。

この協議会は、県、郡、町の体育大会、ペタンク大会、グランドゴルフ大会、カラオケ大会などのスポーツ・レクリエーション活動など、色々な活動に積極的に参加し、障害者同士の交流、親睦を深めています。ぜひ皆さんも会員となり、一緒に活動してみませんか?会員になるには、年会費が1千円必要となります。詳しくは、担当までお気軽にご連絡ください。



問 南関町身体障害者福祉協議会 担当: 武田国弘 ☎53-1535

## 国民健康保険に加入されている皆さまへ

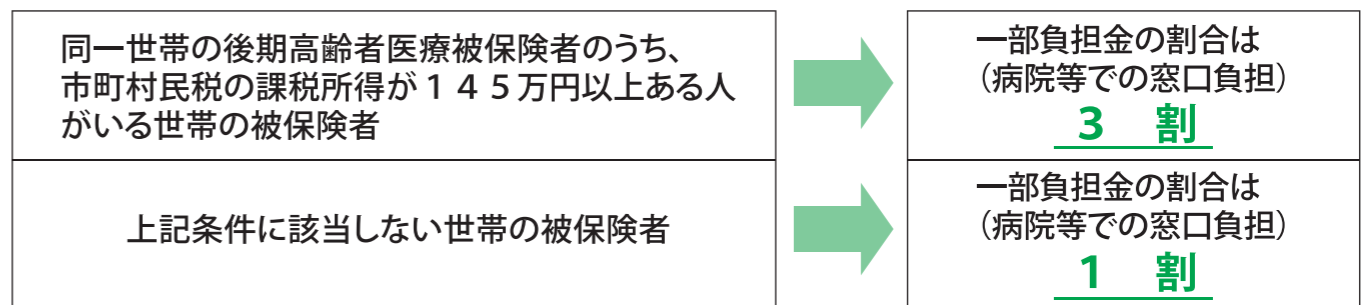
現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日(※)までとなっています。新しい保険証は7月中旬以降に簡易書留で郵送します。8月1日からご使用ください。有効期限の切れた保険証は8月1日以降に福祉課国民健康保険係へ返却するか、各自で破棄してください。(※)7月中に誕生日を迎えられ75歳になる人は、後期高齢者医療保険に切り替わりますので、有効期限が異なる場合があります。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

## 後期高齢者医療の保険証をお持ちの人へ 「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証(黄色)の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい保険証(オレンジ色)は、7月中に簡易書留で郵送します。8月1日からご使用ください。新しい保険証(オレンジ色)に記載してある一部負担金の割合は、令和元年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。なお、現在お持ちの保険証(黄色)は、8月1日以降に、福祉課国民健康保険係へ返却するか、各自で破棄してください。

### 【一部負担金の割合】



※新しい保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄がありますので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。